

米子市生活排水対策方針（改定案）に対するご意見等への回答

《 パブリックコメント(R7.12.24～R8.1.23) 》

番号	意見	改定案の修正	本市の回答
1	<p>合併処理浄化槽は住民への普及促進や維持管理の指導強化をされることになっていますが、市主導で設置や維持管理を行うことはできませんか。</p>	有り	<p>ご意見のとおり、自治体主導で設置や維持管理を行う「公共浄化槽」という制度があり、この制度について本市も検討しましたが、</p> <p>①本市の浄化槽設置の計画時期により、個人の希望時期に設置できないことがある。</p> <p>②公営企業として、独立採算による浄化槽の事業運営が求められ、運営にかかる経費の一部を使用料（浄化槽使用料）としてご負担いただくことになり、純粋な維持管理費とは別に負担が増える。</p> <p>③本市では、今まで合併処理浄化槽の普及にあたり、補助制度を設け、設置費用等への支援を行っており、既に住民等に浸透し、普及促進の効果をあげている。</p> <p>以上の状況から、多角的に検討を行った結果、個人で合併処理浄化槽の設置や維持管理を行い、市が合併処理浄化槽の設置や維持管理に支援するといった、<u>個人設置と公共設置の利点を取り入れた「個人設置（公共関与）型」</u>により合併処理浄化槽の普及を図ることとしました。</p> <p>したがって、改定案のP16「(3)合併処理浄化槽」に上記の下線部分を追記し、P20「用語解説」には「公共設置型浄化槽」、「個人設置型浄化槽」及び「個人設置型（公共関与）浄化槽」の解説を追記します。</p>

番号	意見	改定案の修正	本市の回答
2	<p>現在、水洗化されていない区域の一部が集合処理から個別処理に転換されるようですが、合併処理浄化槽の清掃や法定点検の実施率が低いこともあり、居住地周辺や川や海等の水環境に影響はありませんか。</p>	無	<p>ご指摘のとおり、保守点検、清掃及び法定検査（以下、「維持管理」）が適正に実施されない場合、川や海等の公共用水域の水質悪化が懸念されます。合併処理浄化槽の維持管理の実施率の向上は、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な課題と認識しています。</p> <p>今後、県などの関係機関と連携した啓発活動等により適正な維持管理の指導を強化します。また、合併処理浄化槽により生活排水対策を行う区域のうち、「米子市浄化槽処理促進区域」では維持管理の実施を許可条件とした維持管理費用への補助制度を令和8年4月から開始し、適正な維持管理の確保に向け、取り組んでまいります。</p>
3	<p>農業集落排水は、将来的に公共下水道に統合されるということですが、住民の負担はどのようになりますか。</p>	無	<p>農業集落排水施設は小規模分散型であり、効率的な施設管理が困難であり、使用料等の収益だけでは維持管理などの経費が賄えず、独立採算による経営が困難な状況です。</p> <p>以上の状況から効率的な施設運営を行うにあたり、公共下水道への編入を行うものであり（一部地区を除く）、また農業集落排水事業と下水道事業の料金体系が同一で、かつ両事業を合わせた事業会計により事業運営を行っているため、公共下水道への編入によって使用料が増えることはありません。</p> <p>なお、公共下水道へ編入するための工事で、住民等には交通規制や騒音・振動等でご不便をおかけすることがあるかもしれません。</p>